

地域共生社会の実現に向けて

平成29年11月13日(月)
第5回 長久手市第8次高齢者福祉計画及び
第7期介護保険事業計画策定委員会

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5月 社会福祉法改正案の可決・成立
6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ



2020年代初頭の「地域共生社会」の全面展開を目指していく。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定・共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
目次 第一章 総論（略） 第二章 地域福祉の推進 第一節 包括的な支援体制の整備（<u>第百六条の二・第百六条の三</u>） 第二節 <u>地域福祉計画（第百七条・第百八条）</u> 第三節 <u>社会福祉協議会（第百九条・第百十一条）</u> 第四節 <u>共同基金（第百十二条・第百二十四条）</u> 附則 （定義） 第二条（略） 2 （略） 3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。 一 九（略） 十 生計困難者に対して、無料又は低額の費用で介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業 十一 十三（略） 4 （略） （地域福祉の推進） 第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は	目次 第一章 総論（略） 第二章 地域福祉の推進 第十 章 地域福祉の推進 第一 章 第九 章（略） 第十 章 地域福祉の推進 第一 節 <u>地域福祉計画（第百七条・第百八条）</u> 第二 節 <u>社会福祉協議会（第百九条・第百十一条）</u> 第三 節 <u>共同基金（第百十二条・第百二十四条）</u> 附 則 （定義） 第二 条（略） 2 （略） 3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。 一 九（略） 十 生計困難者に対して、無料又は低額の費用で介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業 十一 十三（略） 4 （略） （地域福祉の推進） 第四 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを

相互に協力し、福祉サービスが必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）
 第五条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）
 第六条 （略）
 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう

必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供の原則）
 第五条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）
 第六条 （略）
 （新設）

努めなければならない”

第十章 地域福祉の推進

第一節 包括的な支援体制の整備

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次

に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を

行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に

資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、

当該地域生活課題を絶える地域住民の心身の状況、その置かれて

いる環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要

性を検討するよう努めるとともに、必要があるときとは、

支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求

めるよう努めなければならない。”

一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点

事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定す

る支援を行う事業

二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一

項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業

三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五

十九条第一号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各取組

策を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進

(新設)

(新設)

第十章 地域福祉の推進

(新設)

のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う。

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業視点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることが出来る地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じ、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業。

三 生活困難者自立支援法第二条第一項に規定する生活困難者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業。

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

第二節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」といふ。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスとの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第一節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」といふ。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を遂行する者その他社会福祉に關する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

一 地域における福祉サービスとの適切な利用の推進に関する事項

二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めようとする。
- 3 市町村は、定期的に、その内容を公表するよう努めようとする。
- 4 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めようとする。必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。
- 第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 4 福祉サービス等の適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 5 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めようとする。その内容を公表するよう努めるものとする。

- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めようとする。
- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービス等の適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があるとき、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

第三節 社会福祉協議会
第四節 共同募金

第二節 社会福祉協議会
第三節 共同募金

長久手市における「我が事・丸ごと」体制の構築に向けて

(平成29年12月～)

相談体制の強化

- いわゆる「制度の狭間」の問題など、市民の困り事に対し、市役所関係部署のみならず、委託事業者、社会福祉法人、NPO法人などの協力を得て、官民あげてオール長久手による対応（ネットワークの構築）。
→ **どこに行っても相談を聞いてもらえる**
- 市役所内の一部で運用している「そうだんシート」について、委託事業者等にも拡大。
→ **情報の共有化**
- 将来的には、小学校区ごとに0歳から100歳を対象とした生活上の困り事に対して支援を行う組織の設置を目指す。当面の間は、市役所悩み事相談室をコントロールタワーとし、地域包括支援センター圏域を単位として「相談支援包括化推進員」を配置。
→ **より身近な場所で解決**

地域力の強化

- 地域の生活課題に対し、住民の力によって解決できる地域力の向上。
→ **住民に対する気運の醸成**
- 地区社協に、地域生活課題解決に向けた調整を行う役割等を位置づける。
→ **地区社協未設置校区の早期解消**

「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業イメージ図

平成29年度補正予算（第2号）

・多機関相談支援包括化推進事業 7,667千円
・地域力強化推進事業 2,870千円

多機関相談支援包括化推進事業



相談支援包括化推進員の仕事

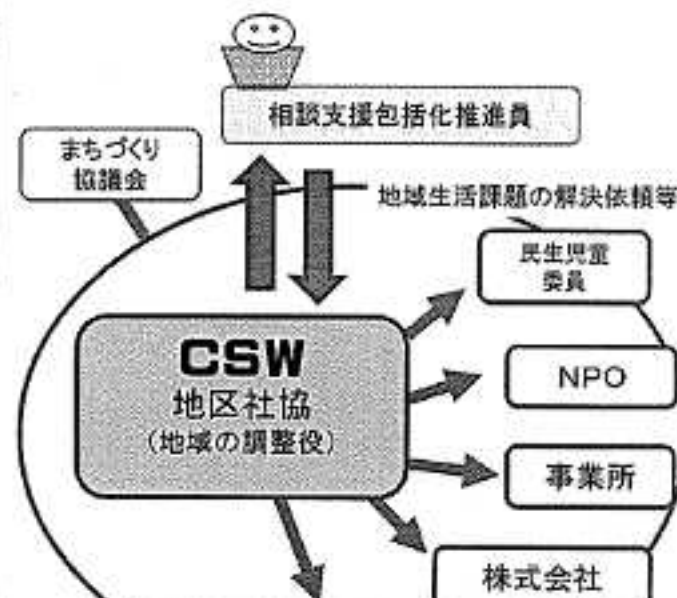
- 担当圏域内の事業所などに寄せられた相談ごとのうち、世帯が抱える課題（複合的課題）等を、適切な相談機関へ振り分け、進行管理を実施
- また、地域での助けが必要な場合などは、まちづくり協議会やCSW（地区社協）などの地域の調整役に対応を依頼
- 各種相談機関・事業所など、多機関が参加し連携できる相談体制の構築
- 課題解決のために不足する新たなサービスの創出 など

【長小校区・東小校区・北小校区】

【南小校区・市小校区・西小校区】

地域力強化推進事業

- ◎ 小学校区の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握し、解決へ
- ◎ 地域生活課題を丸ごと受け止めて、支援へ



地域の生活課題を地域で解決できる住民の力（地域の資源）

地域サロン	地域福祉学習会
見守りサポーター	ボランティアサークル
支え合いマップ	生活支援サポーター など

地域福祉計画の充実について

(計画策定ガイドライン改定のポイント(未定稿)より)

市町村地域福祉計画

福祉分野の「上位計画」としての位置づけ

改正社会福祉法により計画の記載事項として、以下を追加

- ▶地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ▶包括的な支援体制の整備に関する事項

法改正を踏まえた見直しの時期

改正社会福祉法により追加される記載事項については、本来、施行日(平成30年4月1日)より記載されるべきものであり、記載事項の追加に向けた検討について、直ちに着手することが望ましい。

ただし、計画への記載事項の追加を直ちに行うことが難しい場合は、直近の計画見直しのタイミングで記載事項を追加することとして差し支えない(最長で改正法施行後3年度程度以内)。

福祉分野の「上位計画」としての位置づけ

- 現状では、高齢者、障害者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしているが、これらに共通する事項を市町村地域福祉計画に盛り込むことで、他の計画の「上位計画」として位置付けていくことが必要である。
- 市町村地域福祉計画は、老人福祉計画・介護保険事業計画・医療介護総合確保促進法（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律）に基づく市町村計画・障害者計画・障害福祉計画・障害児童福祉計画、子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画、健康増進計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保険・医療・及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。
そのため、行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した市町村地域福祉計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による地域福祉計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられる。
- この他、地域福祉計画と他の計画との調和を図る方法としては、他の福祉に関する計画と検討や見直しの時期をそろえることや、市町村地域福祉計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定すること、他の福祉に関する計画の策定委員を地域福祉計画の策定委員にすることなども考えられる。
- なお、市町村が既に策定している他の計画において、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の計画の全部又は一部をもって市町村地域福祉計画の一部とみなす旨を、市町村地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉 その他の福祉に関し、共有して取り組むべき事項の参考例①

今般の社会福祉法改正により、市町村地域福祉計画に盛り込む事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が加えられた。

以下にその例を示すが、地域の実情に応じて追加することなどは可能である。地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が必要である。

①様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等）との連携に関する事項

⇒ 「福祉でまちづくり」といった視点をもって、地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組などを協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。

②制度の狭間の問題への対応の在り方

⇒ 制度の対象となっていない課題、基準に合わない課題、一時的な課題、新しく発生した課題等、既存のサービスが行き届いていない事案への対応の在り方を協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。

③就労に困難を抱えるものへの横断的な支援の在り方

⇒ 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方を横断的に協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。

④高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも注目した支援の在り方

⇒ 高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく、介護者・養育者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方について協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉 その他の福祉に関し、共有して取り組むべき事項の参考例②

⑤自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

⇒ 状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくりなどは、自殺対策と各福祉分野（高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援など）に共通して求められる取組であり、自殺対策の視点も踏まえて各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる。

このため、自殺対策基本法に規定される市町村自殺対策計画と地域福祉計画の調和に配慮しながら施策を推進することが重要であり、地域福祉として一体的に実施することが望ましい事項について、地域福祉計画にも位置付けることが考えられる。

⑥地域住民が集う拠点の整備や既存施設等の活用

⇒ 課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて、新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備について、既存施設等の活用も含めて協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。

⑦役所・役場内の全庁的な体制整備

⇒ 地域生活課題を抱える本人や世帯を包括的に支援していくためには、専門職・専門機関の連携・協働体制を整備する必要があるが、その前提として福祉分野に限らず、保健・医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制を整備する必要がある。組織・機構を見直すことも含め、関係部局の連携を推進していく方策について協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。